

## 令和2年度 第6回定例庁議 次第

日時：令和2年9月14日（月）午前9時～

場所：本館3階301会議室

### 1 開会

### 2 市長あいさつ

### 3 協議・報告事項

(1) 笛吹市職員旧姓使用取扱要綱の制定について(総務部)

(2) 「第2次笛吹市環境基本計画」の策定について（市民環境部）

### 4 その他

(1) 定例庁議予定日 10月6日（火）午後1時15分～ 本館3階302会議室

### 5 閉会

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項・報告事項		令和2年9月14日提出	
件名	笛吹市職員旧姓使用取扱要綱の 制定について	部局名	総務部 総務課
概要	<p>国、県及びいくつかの県内他団体では、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員からの申入れに応じて、旧姓を使用しやすい職場環境づくりに向けて、積極的に取り組んでいる。</p>		
経過	<p>本市では、職務上において旧姓を使用したいとの職員からの申し出に対し、その一部について使用を認めてきた。</p> <p>国では、「女性活躍加速のための重点方針2016」において、「女性活躍の視点に立った制度等の整備」の一環として、「旧姓の通称としての使用の拡大」が掲げられ、地方公共団体においても職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりが求められている。</p> <p>令和2年9月3日の例規審査委員会を経て、現在、要綱本文について調整中である。</p>		
問題・課題	<p>1 現在、職員の旧姓使用に係る規程が整備されていない。</p> <p>2 職員の旧姓使用については、市民には当然のこと、他の職員に対しても誤解や混乱を生じさせないようにする必要がある。</p>		
対応策	<p>職員の旧姓使用に係る要綱を定めることとし、旧姓使用の範囲及び旧姓使用できないものの例示は別添のとおりとする。</p> <p>なお、要綱は令和2年9月中の公布、10月からの運用を予定している。</p>		
協議結果	【報告事項確認了】		

笛吹市職員旧姓使用取扱要綱

【旧姓使用の範囲】

基準	主な文書等の例示
1 単に氏名が記載されたもの	(1) 名札、名刺、ネームプレート (2) 名簿、座席配置図、タイムカード (3) 電子メールアドレス (4) 各種文書における担当者氏名
2 職員の権利、義務に関する文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争が起きるおそれがないもの	(1) 出勤簿 (2) 時間外勤務命令簿、特殊勤務記録簿 (3) 旅行命令簿 (4) 当直日誌 (5) 休暇関係書類 (6) 営利企業従事に関する書類 (7) 職務免除に関する書類 (8) 人事評価関係書類 (9) 自己申告関係書類
3 専ら組織内部で使用している文書等で、容易に職員の同一性を確認できる内容のもの	(1) 回覧用紙 (2) 起案文書(支出負担行為同等含む。) (3) 復命書 (4) 事務分掌表、事務引継書 (5) 人事異動内示関係書類 (6) 職員提案書 (7) 決裁に係る押印 (8) グループウェアシステム

【旧姓使用できないもの】

基準	主な文書等の例示
1 職員の身分に関する文書等で法令等に基づくもの	(1) 身分証明証 (2) 辞令書、宣誓書、履歴書、退職願 (3) 分限、懲戒等の処分に関する文書、処分説明書
2 職員の権利及び義務に関する文書等で、職員の同一性の確認が困難又は旧姓の使用を原因とする係争が起きるおそれのあるもの	(1) 税務署等に提出する文書 (2) 町村会、共済組合等に提出する文書 (3) 銀行等に提出する文書 (4) 地方公務員災害補償基金等に提出する文書 (5) 職員派遣に関する文書 (6) 扶養親族届、住居届、通勤届 (7) 旅費概算(清算)請求書 (8) 育児休業、部分休業に関する文書 (9) 法令等の規定に抵触するおそれのあるもの
3 公権力の行使を伴うもので、職及び氏名を明らかにする必要があるもの	(1) 徴税吏員証、立入調査証 (2) その他職員の身分に基づいて行う行政行為に関する文書

## 別記様式(第5条関係)

## 庁議付議事項概要書

協議事項・報告事項		令和2年9月14日提出	
件名	「第2次笛吹市環境基本計画」 の策定について	部局名	市民環境部
概要	<p>笛吹市環境基本条例第10条に基づき、幅広い環境問題に対して総合的かつ計画的に取り組んでいくため、平成23年度に「笛吹市環境基本計画」を策定した。</p> <p>この計画が、令和2年度に計画期間の満了を迎えるため、新たに令和3年度から12年度の10年間を計画期間とした「第2次笛吹市環境基本計画」を策定する。</p>		
経過	<p>平成23年度 計画期間を10年とする「笛吹市環境基本計画」を策定</p> <p>平成28年度 「笛吹市環境基本計画」の中間見直し</p> <p>令和元年度 市民・事業者・観光客を対象にアンケート調査を実施</p> <p>令和2年8月 第1回笛吹市環境審議会を開催し、「第2次笛吹市環境基本計画」の策定に係る計画の骨子について審議</p>		
問題・課題	<p>現行計画における取組の評価とアンケート調査の結果を踏まえ、地球温暖化や社会情勢の変化などに対応した計画とする必要がある。</p>		
対応策	<p>アンケート調査の結果及び庁内関係課による施策・事業の評価を踏まえ、庁内推進委員会で計画案を検討し、環境審議会において審議した上で、計画を策定する。</p> <p>計画の策定に当たり、関係課に庁内推進委員の選出及び推進委員会への出席を依頼する。</p> <p>1 第2次笛吹市環境基本計画策定業務に係る今後の予定</p> <p>(1) 令和2年9月 第1回庁内推進委員会</p> <p>(2) 令和2年10月 第2回笛吹市環境審議会</p> <p>(3) 令和2年11月 第2回庁内推進委員会</p> <p>(4) 令和2年12月 パブリックコメント</p> <p>(5) 令和3年1月 第3回笛吹市環境審議会</p> <p>(6) 令和3年3月 議会全員協議会で策定の報告</p>		
協議結果	<p>【報告事項確認了】</p> <p>最終的な計画案について庁議で確認を行うこと</p>		

# 計画の骨子について

## 1. 計画の基本理念（条例より）

笛吹市環境基本条例では、本市の環境の保全及び創造に関する基本理念を以下のとおり定めています。本計画では、この基本理念の実現に向けて取り組むものとします。

### 《環境保全・創造の基本理念》

- 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を保全するとともに、その環境が持続して享受できるように適切に行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、人と自然との共生及び資源の循環を基調とした環境への負荷の少ない、持続可能な発展ができるまちづくりを目的として行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、適切な役割分担の下、市、市民、事業者及び滞在者がそれぞれの役割を自覚し、自主的かつ相互に連携して推進されなければならない。
- 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地球の環境保全と深く関わっていることを踏まえ、市、市民、事業者及び滞在者がこれを自らの課題として積極的に推進されなければならない。

## 2. 笛吹市が目指す環境像

本計画は長期的な計画です。計画の基本理念の実現に向けては、市民、事業者、滞在者、そして市が、一体となって環境の保全や創造に長期的に取り組むことが必要であり、そのためには目指す将来の環境イメージを描き、それらを共有化する事が非常に重要となります。

第1次の計画においては、環境基本条例で定める基本理念や総合計画で示す将来像等との整合を図りつつ、市が目指すべき環境像を次のように定めました。

### 清流と緑の大地 桃源郷 未来につなぐ 笛吹市

笛吹市には、御坂山塊をはじめとする山々がそびえ、笛吹川水系の大小様々な川が過去から絶え間なく流れてきました。そして、私たちはこのような豊かな山岳や森林の緑やきれいな空気、清流、そこに生きる生物から、多くの恩恵を受けてきました。その恩恵を受けて育った桃やぶどうの生産高は日本一を誇り、桃の花が作り出す美しい桃源郷が人々を楽しませています。

笛吹市には、こうした過去から未来へつないでいくべき尊い財産が、あふれています。

平成29年度に策定した第2次笛吹市総合計画においても、豊かな自然環境と調和した都市としての姿を今後も保ち、災害や犯罪等の不安なく、安全、安心に暮し続けることができる環境を通じて幸せを実感できるまちをつくるため「幸せ実感 100年続くまち」を目標の一つとしております。

こうしたことから、この魅力あるまちの環境を守り、将来へ受け継いでいく意志を込めて、前計画において定めた目指すべき環境像を継承することとします。

### 3. 各主体の役割（条例より）

笛吹市環境基本条例では、本市の環境の保全及び創造に関して、市民・事業者・滞在者・市が互いの立場や特性を尊重し、対等及び公平な関係の下で互いに協働する責務があることを定めています。

#### 《 市の役割 》

- ・本市の特性を踏まえ、環境の保全・創造に関する、施策を策定し、実施する。
- ・施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び滞在者の参加・協力を促進し、その意見を聴取、反映するように努める。
- ・自らの事務及び事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。
- ・市民等が行う活動を支援し、協力する。

#### 《 市民の役割 》

- ・環境を保全し創造するための支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努める。
- ・地域の特性に応じた環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する。

#### 《 事業者の役割 》

- ・事業活動に伴って生ずる公害を防止し、自然環境の適正な保全に必要な措置を講ずる。
- ・再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料、役務等の利用等に努める。
- ・製品の使用・廃棄に当たっては、排出抑制、適正な循環的利用及び適正な処理が図られるよう措置を講ずる。
- ・環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する。

#### 《 滞在者の役割 》

- ・本市の区域における活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する。

## 4. 環境目標

目指す環境像を実現するため、環境分野ごとに環境目標とそれを達成するための基本施策を定めました。

### (環境目標 1 自然環境の保全) 豊かな自然を守り動植物と共生するまち

本市は兜山や御坂山塊に代表される山地や、笛吹川水系に属する大小様々な河川、また桃・ぶどう日本一を誇る農地・果樹園など、生物の生存基盤となる環境と多種多様な生物を有しています。森林や河川、農地・果樹園の維持管理をはじめ、野生生物の保護・保全を図るとともに、自然とのふれあい促進を通して、本市の豊かな自然を保全し、動植物と共生するまちづくりを目指していきます。

### (環境目標 2 生活環境の向上) 健康で安らぎのあるまち

大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、廃棄物、**新型コロナウイルスの発生**等、私たちが生活する上で影響を受け、新たに発生する環境があります。大気環境への負荷低減や生活排水処理施設の整備、地下水の保全、資源の有効活用に向けた取り組み促進等を通して、日々の生活や事業活動における環境影響の未然防止及び、環境負荷の最小化に努め、健康で安らぎのあるまちづくりを目指していきます。

### (環境目標 3 快適環境の創造) 快適で趣のあるまち

本市には美しい桃源郷の風景のほか、安らぎの場となる公園や貴重な歴史・文化的資源、石和地区を中心とした温泉街など、快適に感じられる環境を多種多様に有しています。このような快適環境を維持するため、緑化の推進や歴史・文化の継承、街並み景観の保全を図るとともに、不法投棄やポイ捨ての規制、環境美化の促進を通して、快適で趣のあるまちづくりを目指していきます。

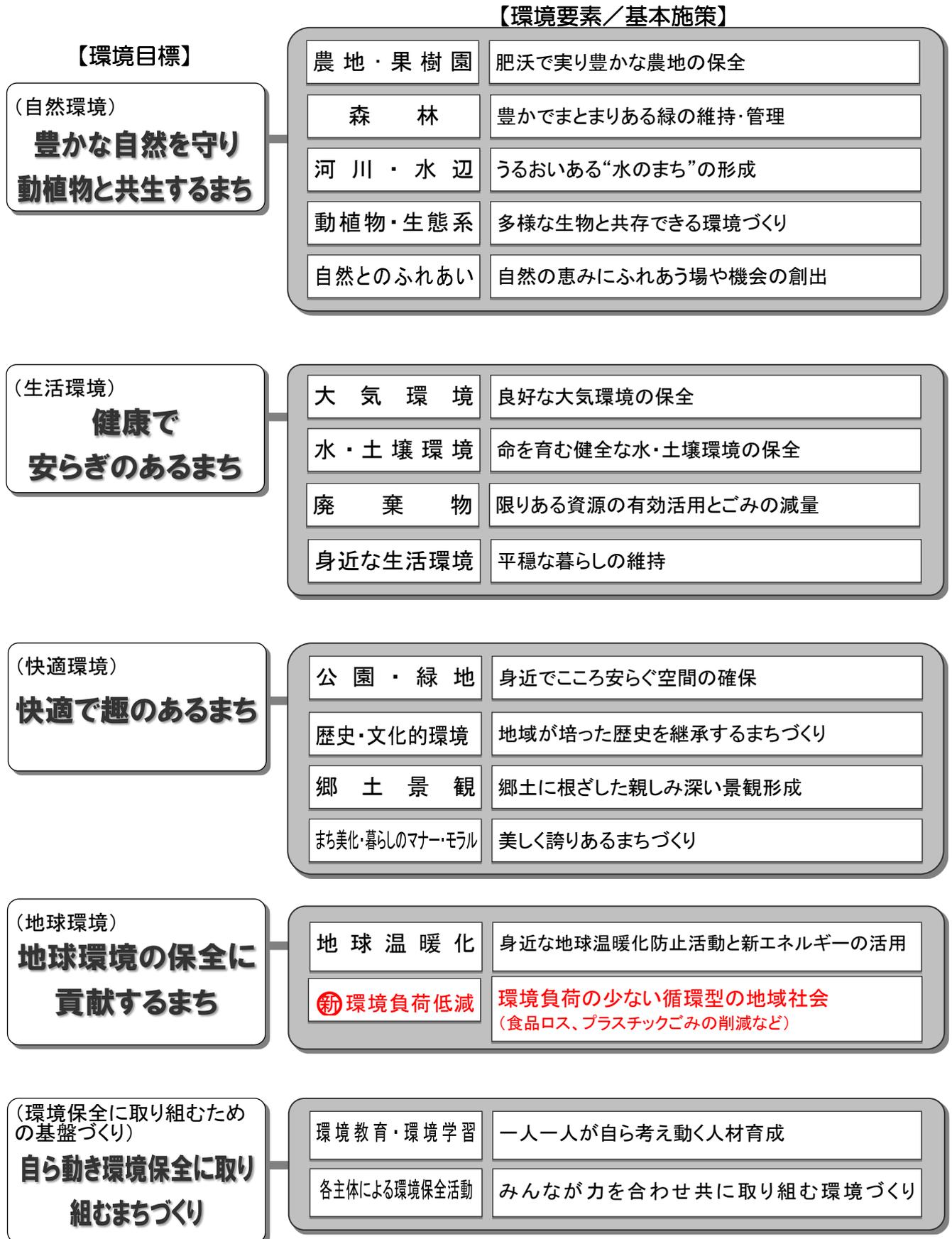
### (環境目標 4 地球環境の保全) 地球環境の保全に貢献するまち

近年では地球的規模で環境が変化・進行し、悪影響をもたらす地球環境問題の解決が求められています。新エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進、地域公共交通の利便性向上をはじめ、一人一人の省エネルギー行動の促進を通して地球温暖化防止を図るとともに、**食品ロスの削減、プラスチックごみの削減などによる循環型社会の実現**により地球環境保全に貢献するまちづくりを目指します。

### (環境目標 5 環境行動の基盤づくり) 自ら動き環境保全に取り組むまちづくり

環境問題の多くは、私たち一人一人の日常生活や事業活動を要因として発生しており、これらを解決するためには、私たち一人一人が環境に対して関心を持ち、責任を持って行動していく必要があります。環境教育・環境学習を通して地域の環境について理解を促すとともに取り組み意欲を向上させる仕組みづくりなど、市民や事業者が自ら動き環境保全に取り組むまちづくりを目指します。

## 5. 施策の体系



## (参考) 笛吹市環境基本条例

(施策の策定等に係る指針)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を踏まえ、各施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されることにより、健康で安心して暮らせる生活環境が保全されること。
- (2) 野生生物の種の保全その他の生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地帯等における多様な自然環境が自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、及び創造されること。
- (3) 人と自然との触れ合いが保たれ、潤いと安らぎを感じることのできる空間が創出されること。
- (4) 地域の歴史的文化的な特性が生かされ、自然環境と調和のとれた安全で快適な生活空間が保全され、良質で文化的な生活環境が形成されること。
- (5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を促進することにより、環境への負荷が低減されること。
- (6) 市、市民、事業者及び滞在者が協働して環境の保全及び創造に取り組めること。

## 笛吹市環境基本計画庁内推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 笛吹市環境基本条例（平成23年3月14日条例第1号）第27条第1項の規定に基づき、笛吹市環境基本計画の推進について庁内の意見調整と連携を図るため、笛吹市環境基本計画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 環境基本計画の推進に関すること
- (2) 庁内各部署における環境保全に関する施策及び事業の調整に関すること
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる担当のリーダー以上の職にある者をもって組織する。

### (会議)

第4条 環境推進課長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

2 環境推進課長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民環境部環境推進課において行う。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、環境推進課長が委員会に諮って定める。

### 付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## 環境基本計画庁内推進委員会委員

	部	課	担当	選出理由
1	総務部	管財課	管理担当	施設管理担当課
2	総合政策部	政策課	政策推進担当	笛吹市総合計画担当課
3	市民環境部	市民活動支援課	市民活動支援担当	市民との協働について
4	産業観光部	農林振興課	農林経営担当	バイオマスタウン構想担当課
5		農林土木課	農林土木担当	水路について
6		観光商工課	観光振興担当	観光資源・景観資源について
7	農業委員会		総務担当	農業・農地について
8	建設部	まちづくり整備課	計画指導担当	都市計画マスタープラン担当課
9		土木課	建設担当	河川について
10	公営企業部	下水道課	管理担当	生活排水について
11		水道課	維持担当	水道ビジョン担当課
12	教育委員会	学校教育課	学務担当	環境教育について
13		文化財課	文化財担当	歴史的・文化的資源について
14	御坂支所	地域住民課	環境関連の担当	御坂地域の環境について
15	一宮支所	地域住民課	環境関連の担当	一宮地域の環境について
16	八代支所	地域住民課	環境関連の担当	八代地域の環境について
17	境川支所	地域住民課	環境関連の担当	境川地域の環境について
18	春日居支所	地域住民課	環境関連の担当	春日居地域の環境について
19	芦川支所	地域住民課	環境関連の担当	芦川地域の環境について